

# GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（令和8年度 第1回）

日時：令和8年4月1日

## 議事次第

### 1 審議事項

第1号議案 委員長の選任について

第2号議案 副委員長の選任について

## 委員長の選任について

令和8年4月1日付けで東京都の GRAND CYCLE TOKYO 事業を担当する副知事が中村倫治氏から松本明子氏に変更となり、松本副知事が実行委員会の委員に就任した。

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則第6条第2項に、委員長は、委員の互選により決定する旨、規定されており、事務局として、下記委員を委員長とすることを提案する。

### 記

委員長 松本 明子

(参考)

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則 (抄)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。

(以下、略)

別表1 (抜粋)

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会 委員

組織名	役職名
東京都	副知事

第6条 (略)

2 委員長は、委員の中から互選により決定する。

## 副委員長の選任について

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則第6条第3項に、副委員長は、委員の互選により決定する旨、規定されており、事務局として、下記委員を副委員長とすることを提案する。

### 記

副委員長 丸山 雅代

(参考)

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則 (抄)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。  
(以下、略)

別表1 (抜粋)

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会 委員

組織名	役職名
東京都	スポーツ推進本部長

第6条 (略)

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。副委員長は、委員の中から互選により決定する。

## GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則

令和5年2月17日制定

4 生推国第240号

改定 令和8年4月1日

(名称)

第1条 本会は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするとともに、東京の魅力を国内外に発信することを目的とし、様々なイベント等を GRAND CYCLE TOKYO として実施している。

上記取組を一層推し進め、東京におけるサイクルスポーツ文化を醸成し、「スポーツフィールド・東京」の実現へと繋げていくため、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会を設置する。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員
- (4) 監事

- 2 委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 4 監事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

第9条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、別紙様式「委任状」により代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数の同意の上決定する。
- 6 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する委員会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。

8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(専門部会)

第10条 実行委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、実行委員会に付議すべき事項について審議し、決定する。
- 3 専門部会の設置に関して必要な事項は、別途定める。

(研修)

第11条 実行委員会は、外部講師を招いた研修や講演等を実施することができる。

(守秘義務)

第12条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならない、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第13条 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長を置き、東京都スポーツ推進本部国際大会担当部長及び同本部国際スポーツ事業部自転車活用推進担当課長をもって充てる。なお、事務局次長については2名以上を置くことを妨げない。
- 3 事務局長は、事務局業務を管理する。
- 4 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。  
また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 5 事務局は、東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課に置く。
- 6 事務局及び職員に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(謝金の支払)

第15条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第9条第7項に定める者であって実行委員会に出席した者又は第9条3項に定める代理人に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、スポーツ推進本部各種委員会等委員謝礼基準に

準じて支払う。

- 2 事務局は、事務局からの依頼に応じて打合せ等に参加した委員及び監事に対し、参加に要した交通実費を支払うことができる。なお、打合せが2時間を超えた場合には、前項に定める委員謝礼基準に準じ、交通実費に代えて謝金を支払うことができる。
- 3 事務局は、第11条に定める研修の講師を務める者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局の定める外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第17条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。  
2 運営経費の取扱いに関しては、事務局長が別途定めるものとする。

(会計年度)

第18条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第19条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第20条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 委員 [別表1]

組織名	役職等
公益財団法人 東京都スポーツ協会	理事長
公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会	会長
一般財団法人 東京マラソン財団	理事長
東京都	副知事
東京都	スポーツ推進本部長
専門部会	部会長

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 監事 [別表2]

所属等	氏名
公認会計士・(一社)アスリートデュアルキャリア推進機構 代表理事	奥村 武博

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 事務局長 [別表3-1]

組織名	役職等
東京都	スポーツ推進本部国際大会担当部長
	事務局次長

組織名	役職等
東京都	スポーツ推進本部国際スポーツ事業部自転車活用推進担当課長